

2017年7月19日

当社発行にかかる普通社債の社債権者 各位
当社発行にかかる普通社債の取得を検討されている方 各位

普通社債の債権届出に関する証拠書類ご提出のお願い

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社の民事再生手続により、関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしておりますことを、あらためてお詫び申し上げます。

さて、当社発行にかかる

- ① タカタ株式会社第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成22年12月15日、 ISINコード：JP345700AAC9）
- ② タカタ株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成24年3月6日、 ISINコード：JP345700AC30）
- ③ タカタ株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（発行年月日：平成26年3月27日、 ISINコード：JP345700AE38）

（以下、併せて「本件社債」）につきましては、当社ホームページ（平成29年6月28日付「普通社債の社債権者の皆様に対する情報提供のお願い」）により、社債権者の皆様への情報提供のお願いをさせていただいています。なお、本件社債につきましては、株式会社証券保管振替機構の一般債振替制度（以下「振替制度」）を利用しているため、同機構及び口座管理機関を通じて、社債権者の皆様に関する情報提供をお願いしております。

現在、当社は本件社債の社債権者であるとのご連絡をいただいた皆様に対して、順次、当社再生手続開始決定通知書、債権届出書書式等をお送りし、各社債権者の皆様から債権届出書の提出を受け付けておりますが、振替制度の性質上、債権届出をいただいた社債権者の皆様が記載どおりの本件社債を現に保有されているかどうか、本件社債の譲渡が行われた場合の取引内容がどのようなものか等の事実関係を、当社として把握することができません。

そこで、当社が債権届出につき認否（民事再生法101条1項）を行うため、本件社債につきましては、下記の要領に基づき証拠書類のご提出をお願い申し上げます（別紙1に具体例を記載しておりますので、併せてご覧ください。）。社債権者の皆様におかれましては、何卒ご理解のうえ、ご協力のほどをお願い申し上げます。



証拠書類をご提出いただけない社債権者の皆様の債権届出に対しては異議を述べざるを得ず、また当社の民事再生手続上債権者として取り扱われずに弁済を受けられなくなる可能性もあります。

なお、本件社債を現に保有されている社債権者の皆様に限らず、本件社債の取得を検討されている方におかれましても、以上を十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

謹白

1 再生手続開始申立日前日（平成 29 年 6 月 25 日）以前から本件社債を保有している場合の証拠書類

以下アからウまでに従い、社債権者の皆様の本件社債の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」）277 条の規定による証明書¹（以下「振替口座簿記載事項証明書」）を、平成 29 年 8 月 25 日（必着）までに、債権届出書と併せて下記 3（1）記載の送付先宛にご郵送ください。当社は、ご郵送いただいた振替口座簿記載事項証明書に従って本件社債の届出に対する認否を行い、必要な振替口座簿記載事項証明書をご提出いただけない場合は債権の存在を認めることができませんので、ご注意ください。

なお、平成 29 年 6 月 26 日以降に本件社債を譲り受ける方は、下記 2 をご覧ください。

ア 元本債権を届け出る場合

平成 29 年 7 月 31 日時点の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書をご郵送ください。

イ 本件社債の利息が最後に支払われた利払期日の翌日から平成 29 年 6 月 26 日までの期間にかかる利息債権を届け出る場合

平成 29 年 6 月 26 日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、平成 29 年 6 月 26 日時点の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書をご郵送ください。

ウ 平成 29 年 6 月 27 日以降の遅延損害金債権を届け出る場合

平成 29 年 6 月 27 日時点で本件社債を保有していたことを確認するために、平成 29 年 6 月 27 日における口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書をご郵送ください。

2 再生手続開始申立日（平成 29 年 6 月 26 日）以降に本件社債を譲り受けた場合の証拠書類

平成 29 年 6 月 26 日以降に本件社債を譲り受けた場合には、以下の証拠書類をご郵送ください。

（1）既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合

① 譲受人による届出名義変更届出書及びその証拠書類の当社への郵送

債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合、譲渡人及び譲受人が共同して作成した連名の届出名義変更届出書（民事再生法 96 条、民事再生規則 35 条）及び以下のアの証拠書類を、下記 3（1）記載の送付先宛にご郵送ください。届出名義変更届出書の様式については、本書面の別紙 2 として添付していますのでご確認ください。

¹ 振替口座簿記載事項証明書の取得方法につきましては、社債権者の皆様が口座を開設されている振替機関又は口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。

ア 譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

② 譲渡人による債権譲渡通知書の当社への郵送

利息債権及び遅延損害金債権（元本債権の譲渡前に生じた部分に限ります。）の譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、利息債権又は遅延損害金債権を届け出る場合には、対抗要件として、譲渡人から債権譲渡通知書を下記3（2）記載の送付先宛にご郵送ください。

(2) 債権届出がなされていない本件社債を譲り受けた場合

① 譲受人による債権届出書及びその証拠書類の当社への郵送

債権届出がなされていない本件社債を、平成29年6月26日以降に譲り受けられた方は、平成29年8月25日（必着）までに、債権届出書並びに以下のアからウまでに記載の証拠書類を、下記3（1）記載の送付先宛にご郵送ください。

ア 元本債権を届け出る場合

<平成29年7月30日以前に譲り受けた場合>

平成29年7月31日時点における譲受人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

<平成29年7月31日以降に譲り受けた場合>

平成29年7月31日時点における譲渡人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書、並びに譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

イ 本件社債の利息が最後に支払われた利払期日の翌日から平成29年6月26日までの期間にかかる利息債権を届け出る場合

平成29年6月26日時点における本件社債の保有者（平成29年6月26日に社債元本債権につき、債権譲渡がなされた場合には当該債権譲渡における譲渡人）の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書²

ウ 平成29年6月27日以降の遅延損害金債権を届け出る場合

平成29年6月27日時点における本件社債の保有者（平成29年6月27日に社債元本債権につき、債権譲渡がなされた場合には当該債権譲渡における譲渡人）の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書³

² 利息債権の譲渡が繰り返され、譲受人が平成29年6月26日時点における本件社債の保有者から利息債権を直接譲り受けた場合でなくとも、平成29年6月26日時点における本件社債の保有者の口座残高を証明する振替口座簿記載事項証明書が必要になりますので、ご注意ください。

³ 遅延損害金債権の譲渡が繰り返され、譲受人が平成29年6月27日における本件社債の保有者から遅延損害金債権を直接譲り受けた場合でなくとも、同日における本件社債の保有者の口座残高を証明する振替口座簿記載事項証明書が必要になりますので、ご注意ください。

② 譲渡人による債権譲渡通知書の当社への郵送

上記①イの利息債権及び上記①ウの遅延損害金債権にかかる譲渡につきましては、民法上の指名債権譲渡の方法による権利移転となりますので、利息債権又は遅延損害金債権を届け出る場合には上記①イ、ウの書類に加え、対抗要件として、譲渡人から債権譲渡通知書を下記3（2）記載の送付先宛にご郵送ください。

平成 29 年 6 月 26 日以降に債権譲渡が繰り返された場合、各譲渡について民法上の対抗要件を具備していただくことが必要ですので、ご注意ください。

3 書類送付先

(1) 債権届出書、届出名義変更届出書及び証拠書類の送付先

〒140-0002
東京都品川区東品川二丁目 3 番 14 号東京フロントテラス
タカタ株式会社 再生管理室 気付
東京地方裁判所平成 29 年（再）第 20 号事件
書類受領事務担当

(2) 対抗要件としての債権譲渡通知書の送付先

〒140-0002
東京都品川区東品川二丁目 3 番 14 号東京フロントテラス
タカタ株式会社 再生管理室 気付

*上記（1）、（2）宛に書類を郵送する際、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

(お問い合わせ先)
タカタ株式会社 再生管理室
電話 03-6455-8404
FAX 03-6455-8426

以上

別紙 1

1 再生手続開始申立日前日（平成 29 年 6 月 25 日）以前から保有する本件社債の元本債権及び利息債権・遅延損害金債権の届出をする場合

→ 平成 29 年 8 月 25 日（必着）までに、債権届出書及び振替口座簿記載事項証明書を、下記 3（1）記載の送付先宛にご郵送ください（代理人にて届け出る場合には委任状も必要です。以下同じ。）。

（例）A が平成 29 年 6 月 25 日以前から保有する本件社債の元本債権及び利息・遅延損害金債権について、債権届出を行う場合。

A は、平成 29 年 8 月 25 日（必着）までに、債権届出書及び以下の表の振替口座簿記載事項証明書を、下記 3（1）記載の送付先宛に郵送する必要があります。

債権の種類	必要書類
元本債権	平成 29 年 7 月 31 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書
平成 29 年 6 月 26 日までの利息債権	平成 29 年 6 月 26 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書
平成 29 年 6 月 27 日以降の遅延損害金債権	平成 29 年 6 月 27 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書

※ 1 通の振替口座簿記載事項証明書に全てが記載されている場合には当該 1 通で足りません。

2 再生手続開始申立日（平成 29 年 6 月 26 日）以降に本件社債を譲り受けた場合

（1）既に債権届出がなされた本件社債を譲り受けた場合

→ 譲渡人と譲受人が共同作成した連名の届出名義変更届出書並びに譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明を、下記 3（1）記載の送付先宛にご郵送ください。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、譲渡人から債権譲渡通知書を、下記 3（2）記載の送付先宛にご郵送ください。なお、届出名義変更届出書は、平成 29 年 8 月 25 日経過後もご提出いただくことが可能ですが、なるべく速やかな提出をお願いいたします。

（例）上記 1 の例で、A が債権届出を行い必要な振替口座簿記載事項証明書等を郵送した後、

B が A から本件社債を譲り受け、届出名義の変更を行う場合

平成 29 年 6 月 26 日 A 保有

平成 29 年 8 月 20 日 A が債権届出（元本債権及び利息・遅延損害金債権）及び振替

口座簿記載事項証明書を裁判所に提出

平成 29 年 9 月 10 日 A→B、元本債権及び利息・遅延損害金債権譲渡

B は、元本債権及び利息・遅延損害金債権の届出名義変更届出書に、以下の表の振替口座簿記載事項証明書を添付して、下記 3 (1) 記載の送付先宛に郵送する必要があります。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、以下の表のとおり、民法上の対抗要件として、A から債権譲渡通知書を、下記 3 (2) 記載の送付先宛に郵送する必要があります。

債権の種類	必要書類
元本債権	A、B それぞれの、平成 29 年 9 月 9 日及び 10 日の振替口座簿記載事項証明書
平成 29 年 6 月 26 日までの利息債権	A→B の譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書
平成 29 年 6 月 27 日以降の遅延損害金債権	A→B の譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書

(2) 債権届出がなされていない本件社債を譲り受けた場合

→ 平成 29 年 8 月 25 日 (必着) までに、債権届出書及び以下の証拠書類を、下記 3 (1) 記載の送付先宛にご郵送ください。

ア 元本債権を届け出る場合

<平成 29 年 7 月 30 日以前に譲り受けた場合>

平成 29 年 7 月 31 日時点における譲受人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

<平成 29 年 7 月 31 日以降に譲り受けた場合>

平成 29 年 7 月 31 日時点における譲渡人の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書、並びに譲受人及び譲渡人それぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

イ 本件社債の利息が最後に支払われた利払期日の翌日から平成 29 年 6 月 26 日までの期間の利息債権を届け出る場合

平成 29 年 6 月 26 日時点における本件社債の保有者 (平成 29 年 6 月 26 日に社債元本債権につき、債権譲渡がなされた場合には当該債権譲渡における譲渡人) の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

ウ 平成 29 年 6 月 27 日以降の遅延損害金債権を届け出る場合

平成 29 年 6 月 27 日時点における**本件社債の保有者**（平成 29 年 6 月 27 日に社債元本債権につき、債権譲渡がなされた場合には当該債権譲渡における譲渡人）の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、民法上の対抗要件として、**譲渡人から債権譲渡通知書**を、**下記 3（2）記載の送付先宛**にご郵送ください。

（例）債権届出がなされていない本件社債について、A→B→C→D と譲渡がなされ、D が債権届出を行う場合

平成 29 年 6 月 26 日 A 保有
 平成 29 年 7 月 1 日 A→B 譲渡（元本債権及び利息・遅延損害金債権）
 平成 29 年 7 月 10 日 B→C 譲渡（元本債権及び利息・遅延損害金債権）
 平成 29 年 8 月 10 日 C→D 譲渡（元本債権及び利息・遅延損害金債権）

D は、**平成 29 年 8 月 25 日（必着）までに、元本債権及び利息・遅延損害金債権についての債権届出書、並びに以下の表の振替口座簿記載事項証明書を、下記 3（1）記載の送付先宛**に郵送する必要があります。

利息債権及び遅延損害金債権の譲渡については、以下の表のとおり、民法上の対抗要件として、A、B 及び C のそれぞれから**債権譲渡通知書**を**下記 3（2）記載の送付先宛**に郵送する必要があります。

対抗要件の具備は、A→B、B→C、C→D それぞれの譲渡について必要ですので、ご注意ください。

債権の種類	必要書類
元本債権	平成 29 年 7 月 31 日時点の C の振替口座簿記載事項証明書 C、D それぞれの、平成 29 年 8 月 9 日及び 10 日の振替口座簿記載事項証明書
平成 29 年 6 月 26 日までの利息債権	平成 29 年 6 月 26 日時点の A の振替口座簿記載事項証明書 A→B、B→C、C→D の各譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書
平成 29 年 6 月 27 日以降の遅延損害金債権	平成 29 年 6 月 27 日の A の振替口座簿記載事項証明書 A→B、B→C、C→D の各譲渡の対抗要件としての債権譲渡通知書



3 書類送付先

(1) 債権届出書、届出名義変更届出書及び証拠書類の送付先

〒140-0002
東京都品川区東品川二丁目3番14号東京フロントテラス
タカタ株式会社 再生管理室 気付
東京地方裁判所平成29年(再)第20号事件
書類受領事務担当

(2) 対抗要件としての債権譲渡通知書の送付先

〒140-0002
東京都品川区東品川二丁目3番14号東京フロントテラス
タカタ株式会社 再生管理室 気付

*上記(1)、(2)宛に書類を郵送する際、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

以上

届出番号	
------	--

届出名義変更届出書

東京地方裁判所民事第 20 部 御中

 届出年月日 平成 年 月 日
 事件番号 平成 29 年(再)第 20 号
 再生債務者 タカタ株式会社

上記会社の再生手続開始申立事件について、下記再生債権を譲り受けましたので、再生債権等届出名義を変更されたく届け出ます。

・ 再生債権者

 住 所
 氏名 (商号)
 (代表者名)

・ 債権の内容及び原因

合 計 金 _____ 円

添付書類

1. (元本債権に関する届出名義の変更)

譲渡人及び譲受人のそれぞれの、譲渡日前日及び譲渡日の口座残高が記載された「社債、株式等の振替に関する法律」第 277 条の振替口座簿記載事項証明書： 各 1 通

2. (利息債権に関する届出名義の変更)

再生債権譲渡通知書 (写)： 1 通

3. (遅延損害金債権に関する届出名義の変更)

再生債権譲渡通知書 (写)： 1 通

平成 年 月 日

譲渡人	住所 氏名 ^り (商号) ^が (代表者名) ^な	印
-----	--	---

譲受人	住所 氏名 ^り (商号) ^が (代表者名) ^な	印
	郵便物等受取場所	



※注 届出書の写し及び証拠書類の写しを1部添付する（民事再生規則35条）。

再生計画認可後は、裁判所に対する届出は必要ありません。